ナチ政権下の芸術家

「帝国音楽院」事業における 〈政治〉と 〈芸術〉

穴 山 朝 子

はじめに

る類概念として用いられる。 対し、〈芸術〉は文化の一部とされるものの、とくに詩や演劇、音楽、絵画、舞踏、文学などの諸分野を統合的に認識す である。今日よく使われる〈文化(Culture〉という概念が、あらゆる人間の営みや、そこから生まれるすべてを指すのに 私たちが通常、 絵画や建築、音楽を指して使う〈芸術 Arts〉という言葉は、ヨーロッパで近代以降に生まれてきたもの

く。超絶技巧をこなす演奏家 てはやされ、また作曲家のベートーヴェンが、〈楽聖〉という作り上げられた像により後世の人々の崇敬の対象となって まって、外的圧力や社会状況に惑わされない「自律した存在」、すなわち〈芸術家〉として崇拝されるようになってい よって、世間から次第に「美的価値」と結びつけられ、一九世紀ヨーロッパ社会においては、ロマン主義の風潮とも相 プに属し、その高度な技術を早期訓練によって習得したいわゆる〈職人〉であった。しかし職人たちはその秀でた技術に 一方、芸術を生業とする人々は〈芸術家〉と呼ばれてきた。彼らは本来詩人や楽師、 〈ヴィルトーゾ(名手)virtuoso〉が、その「天から与えられた才能」によって社交界でも 建築家、画家などの個別 のグルー

を営む〈芸術家〉は、権力や政治と関わりなく生きることを許された存在とされたわけである。

とえば近年の社会史研究をもってしても、歴史家がこれまで芸術や芸術家を積極的に考察対象としてきたとは到底言い難 い。このことは、 社会から切り離された 社会や国家とは関わりなく存在すべきという〈芸術〉概念に、現代の研究者もまた束縛されてきたこと 〈芸術〉や〈芸術家〉はまた、学問の世界でも長く芸術学や美学の守備範囲のうちにあった。 た

を示しているだろう。

認め、それを前提として国家や制度、社会と芸術との関係性を見直そうとする動きが起きている。すなわち聖域視されて くれるのではないだろうか。 である。とすれば、むしろその時代の芸術の在り方や芸術家の行動は、当時の社会を知る有効な手掛かりを我々に与えて きたいかなる芸術であっても、社会や制度という制約から逃れ得ないことが自明のものと考えられるようになってきたの しかし、最近になってむしろ芸術学の立場から、芸術的営みもまたその時代の政治や社会とは完全に無縁でないことを

姿を主に問題にしてきた。しかし実際には、ドイツに残った芸術家たちがいかにこの体制を受け止め、どのような日々を くことは、ナチ体制の支配構造や当時の文化政策の問題を知るためにあながち無意味ではないと思われる。 過ごしたかについては、いまだ不明の部分も多く残されたままなのである。ここでナチ政権下の彼らの言動を検証してお 政権下の芸術家をとりあげた先行研究は、これまでナチズムに加担するか、しないかという二者選択を迫られた芸術家の 殺害された。いわば国や政治により、芸術や文化活動が制約を受けることを余儀なくされたのである。それゆえに、ナチ 動や芸術家はナチ政府の管理下におかれ、人種主義イデオロギーに基づいて「望ましくない」芸術家たちの多くが追: こうした問題関心をもとに本稿で取り上げるのは、独裁政権下での芸術家たちの行動と意識である。この時代の芸術活

そこで本稿では、まずヴァイマル共和国で芸術家たちが直面していた問題から、社会を見つめることにする。その中で

もとくに音楽領域における当時の職能団体の動きと、この領域に特有であった著作権要求運動とに注目し考察しておきた い。さらに第三帝国において、 上記の職能団体が組み込まれる公法団体「帝国音楽院」をとりあげ、その下での芸術家た

ちの生き方を検証する。

系の定期刊行物、そして入手できうる限りの芸術家たちの私的書簡や刊行物である。 分析対象とするのは、ベルリン、リヒターフェルドにある連邦文書館所蔵のナチ政府関係の公文書および、 当時の芸術

1 ヴァイマル共和国の芸術家

(一) 多様化する余暇

よく知られる。 「ヴァイマル文化」が花開いていた。当時の首都ベルリンが、多国籍の芸術家が活躍する名高い都市であったことは今日 を説明してきた。共和制ドイツでは、 これまでの研究の多くは、創作界における前衛運動とそれへの反動勢力の存在によって、ヴァイマル共和国の文化状況 従来の社会観念を打ち砕き、制約にとらわれない実験芸術や前衛文化、 いわゆる

欠いてきたともいえる。したがって、ここでは当時の大衆と芸術・文化との関係に目を向けてみることにしたい。 る。だがこれらの研究は、芸術文化の担い手や知識人層にのみ注目したものであり、文化を享受する側の人々への視点を(9) ム)」を攻撃し続けた。こうした反モデルネ運動が、やがてナチ党内の文化運動に直結していった可能性も指摘されてい 当時出現したばかりのソ連プロレタリア芸術への拒否反応などによって、新しい芸術運動すなわち「モデルネ(モダニズ をひそめる知識人層は、ドイツ芸術を至上のものとする主張、活躍するユダヤ人や外国人芸術家へのあからさまな反感: 一方、ヴァイマル時代の前衛運動には、常に敵対勢力が存在した。伝統的な価値観を重んじ、 抽象絵画や無調音楽に眉

55号

を得なくなっていた。高価な楽器や道具を必要としないスポーツや合唱は、だれでも取り組みやすい活動として職場や地 世紀と呼ばれる。労働運動による労働時間短縮の要求と並び、政府や雇用主も、すでに労働者の余暇活動には配慮せざる から割り出すと、 非労働時間としての「余暇」の重要性が、「労働力再生産の重要な手段として」意識されるようになった 何らかの形で合唱に関わっていた人間は、総人口の三パーセント以上にものぼる。

域でも推奨され、普及していったと察せられる。

部から三万部と圧倒的な数を誇る。こういった点からも、ドイツにおける合唱人気がうかがい知れるのである。 や合唱愛好家向けの雑誌は、 大きく部数を伸ばした。これら総合芸術雑誌は一回につき、約二千部から五千部発行されていたが、それに比べて合唱団 雑誌については、専門誌ばかりではなく、一般愛好家向け音楽雑誌や美術雑誌など、娯楽的要素を兼ね備えた総合雑誌が ヴァイマル時代に多くの文化系雑誌が創刊されている点も注目に値するだろう。 一八九五年に創刊された「大学声楽者新聞 Akademische Sängerzeitung」など、当時平均一万 第一次世界大戦後には、

発明した「フォノグラフ」に電気録音の技術を加えて「グラモフォン」という蓄音機がドイツに普及したのも、一九二〇 になってからであり、 置「自動演奏ピアノ」は、一九〇五年にドイツのヴェルテ社から発売されたが、製品開発が進んだのは主に第一次大戦後 向けラジオ放送はドイツ国内では一九二三年一○月に始まる。ロールペーパーに鍵盤の動きを記録して音声を再現する装 画製作会社ウーファ(UFA)での撮影がベルリンで開始されたのは、まだ第一次世界大戦中の一九一七年であった。 さらに、第一次世界大戦後におきた文化にかかわる出来事を列挙しただけでも、たとえば以下のことが分かる。 一九二〇年代には新製品が続々と市場に出回るようになった。アメリカのエジソンが一九世紀末に

年代半ばである。そして一九二九年には、映画館にトーキー(有声映画)が導入されるという大事件が続く。すなわち今 の我々からみて、メディア史上特筆すべき出来事は、ほぼ第一次世界大戦後の十数年間に集中しているのである

浮かび上がってくるのである。次にその点について考えてみたい。 とが可能となっていく。同時に、レコードや映画という〈複製芸術〉によって突然職を奪われ、戸惑う芸術家たちの姿も た。劇場やコンサートホールにわざわざ出かけていく代わりに、もはや自宅でレコードやラジオを聞いて余暇を過ごすこ たことが伺える。ピアノや楽団の生演奏にかわり、教会や映画館ではレコードや拡声器、自動演奏ピアノが取り入れられ ノ工場と失業した職人たちの困窮」。このような報道からは、人々の日常生活が、かつてなく急激な変化にさらされてい(3) 劇場を訪れる人々が急速に減るという「聴衆の劇場離れを憂う!」。ピアノの購買減少により、「閉鎖に追い込まれたピア 会がおこなわれた」、一般家庭にラジオやレコードが浸透し、余暇生活が「機械化(Mechanisierung)」したことにより、(16) が売りに出されているのである!」、トーキー導入にともない雇われ楽団員を一斉解雇した映画館に対し「公開で抗議集 このころの音楽雑誌には、次のような見出しが散見される。「盛り場では、ラジオを購入する代わりに何千ものピアノ

(二) 芸術家という職

査をもとに発表した資料には、次のような職業が芸術家として挙げられている(表1参照)。この調査では、「芸術家」 ②俳優、 舞踏家、演芸家、③彫刻家・画家・工芸美術家、④デザイナー、⑤写真家・カメラマン、⑥文芸

そもそも芸術家というのは、どのような人びとを指しているのだろうか。例えば、日本の文化庁が平成一二年の国勢調

家・著述家というカテゴリーで分類している。

わる人々を〈芸術家〉とみなす動きがおきているが、文化庁の調査が挙げる〈芸術家〉たちは、我々がごく普通に思い浮 近年の我が国では、 料理や園芸、漫画など従来「サブカルチャー」といわれてきたものも〈芸術〉とみなし、これに関

表1 日本の芸術家 (平成12年国勢調査より)

職業	申告者数(人)	比率 / 芸術家総数
①音楽家	171700	34.5
②俳優・舞踏家・演芸家	73500	14.8
③彫刻家・画家・工芸美術家	36100	7.3
④デザイナー	120400	24.2
⑤写真家・カメラマン	63100	12.7
⑥文芸家·著述家	32600	6.5
総数	497400	

文化庁長官官房政策課『我が国の文化行政 / 平成 16 年度版』 (東京:文化庁 2004 年)

(職業人口調査 表 2 ドイツの芸術家 1933年6月)

職業	申告者数(人)	比率 / 芸術家総数
① -a 音楽家・音楽教師	84362	49.9
① -b 声楽家・声楽教師	9499	5.6
② -a 俳優	5129	3.0
② -b 舞踏家	10064	5.9
② -c 舞台監督、トレーナー	1074	0.7
③ -a 造形芸術(美術・彫刻)	14750	8.7
③ -b 建築家	36088	21.3
その他	8301	4.9
総数	169267	

楽教師、

2

a 俳優、

2 1

b

舞踏家、

(2)

c それ以外の舞台関係者

(監督、

演

劇 (3)

楽家および音楽教師、

b 声楽家と声

(表2参照)

1

a

音 以

る 6

のは、

Steinweis, Alan E. Art, Ideology, Economics in Nazi Germany,

Chapel Hill & London: The University of North Carolina Press, 1993. p.8.

b建築家、その他

レーナー)

3

a造形芸術従事者、

代日本では、写真・映像関係者やデザイ に属すと思われる建築家の る。 家や著述業は含まれていない めている。 この調査では、 全体の中できわめて大きな割合を占 そのかわりに、 方でメディアの発達する現 「芸術家」 日本なら造形芸術 存在が 0) ようで 範 疇 独 作 下の職業である künstler」として挙がってい 前

ない。 われた全国職業人口調査とを比較してみ か ベ る伝統的な芸術家像とそれほど違わ 述の統計と一 この時点で「職業芸術家 Berufs-九 三三年 Ó F イツで行

のような職種であるかという疑問について、確たる定義方法も分類の基準もなく、時代や地域によってもその捉え方は異 ナーが独立したグループとなっている点が一九三〇年ドイツとの時間的隔たりを感じさせる。いずれにせよ、芸術家がど

なってくるものなのである。

事にもうかがえる。 増しつつあったアマチュア愛好家も、職業芸術家の雇用市場を脅かす存在となっていたことが、次にあげる音楽雑誌の記 てていけたわけではなく、 業問題は深刻であった。したがってこの時期に自身を「芸術家」と申告した人物がかならずしもその職業だけで生計を立 自身を「芸術家」と申告するか否かにかかっていたのである。そして、世界大恐慌を経た三○年代において、ドイツの失 基づいている点である。その人物が芸術家であるかどうかを規定するには、専門技術や収入の有無にかかわらず、本人が ただし一九三〇年代ドイツと、現代日本というこの二つの統計に共通するのは、どちらのデータも対象者の自己申告に 大半は経済困窮により副収入で生活せざるを得なかったといわれる。同時に、このころ勢力を

段はまだないのである。」 損害を引き起こし、職業音楽家から生活の糧を奪っている。彼ら二重所得者に対して厳格な措置をとるための法的手 プロイセンでは、 本職のかたわらで演奏でも金を稼ぐ『二重所得者 Doppelverdiener』が音楽界においても、

(unsoziale Elemente)」とまで呼ばれ非難される。この記事が要求しているのは、街頭の楽師たちにたいする法規制であ 専門訓練を受けずに副業として街頭演奏により日銭を稼ぐ「アマチュア」演奏家は、この後の記事では 当時の音楽関係の失業者は一九三三年時点で就労総数の約四六%といわれ、一般の失業率を大きく上回る状況だった 「反社会的

かたや職業芸術家が副収入で生活せざるを得ないのに対し、他方では専門教育すら受けていない素人が、芸術家の職

け離れている点にもあるといえる。 を我々が定義し、 把握することに困難が伴うのは、芸術によって「生計を立てる」ことと、現実の生活実態とが大きくか

次に、一九二○年代から三○年代にかけて実際に起きた芸術家たちの運動について検討してみたい。 こうした文化生活の劇的変化に直面していた「職業芸術家」たちは、では、どのような方策をとっていくのだろうか。

運動としての著作権保護要求

Musikverein(ADMV:一八六一年)」、ドイツ最大の音楽家組織「ドイツ音楽家連盟 Deutscher Musiker-Verband(DeMuV: Tonkünstler und Musiklehrer(RdTM:一八四八年)」、舞台関係者と演奏家の「全ドイツ音楽協会 Allgemeiner deutscher 舞台連盟 Deutscher Bühnenverein(DBV:一八四六年創立)」、「帝国ドイツ演奏家・音楽教師連盟 Reichsverband deutscher 一八七八年)」などが結成されている。 ヴァイマル共和国に存在していた芸術家たちの職能組織は数多い。すでに一九世紀のうちに、 俳優、 舞踏家の

Orchestermusiker」なども存在した。 (RVbK)」、失業演奏家のため一九二九年に結成された「帝国オーケストラ奏者連盟 Reichsverband deutscher Orchester und Musikveranstalter Deutschlands(RKMD)」と「帝国ドイツ造形芸術家連盟 Reichsverband bildender Künstler Deutschlands. 世界大戦後の一九二一年に設立された斡旋業者による演奏会企画団体「ドイツ音楽公演企画帝国連合 Reichskartell der 二〇世紀になってからは、建築家と手工業者の「ドイツ工作連盟 Der Deutsche Werkbund(DDW: 一九〇七年)」、第一次

多くは、同業者間の賃金平準化や、

加盟者間の利益の確保、法的保護を要求するためのもので、労働運動的な要素が強

金庫や葬祭互助会をすでに一九世紀末より始めていたなど、それぞれが独自の活動で知られてきた。(※) 産業界の支援により組織されたものであり、また最古の伝統を誇る「全ドイツ音楽協会(ADMV)」が、会員の共済年金 いといえる。なかでも建築家と手工業者による「ドイツ工作連盟(DDW)」は、国内の産業デザインの育成を目指して、

このなかでヴァイマル共和国期に活性化するのは、作家と作曲家が加盟する著作権保護要求団体の運動であった。

定「ベルヌ条約」がスイスで結ばれ、以後創作作品を知的財産とみなし、法的な保護を与える制度が各国で整っていくこ 品使用および上演料を徴収するための史上初の著作権団体であった。一八八六年にはヨーロッパ諸国を中心とする国際協 作られた「作家、作曲家、脚本家協会 Societe des Auteurs, Compositeurs,Dramatiques(SACD)」は、著作者を代表し、作 て、出版社や舞台上演者に対し、脚本家や作曲家が版権をめぐって起こした運動に端を発している。一八二八年にパリで(※) 本来、作家の権利、すなわち作品の「上演権」や「複写権」を保護する、という考えは、一七世紀のヨーロッパにおい

Genossenschaft zur Verwertung musikalischer Aufführungsrechte(GEMA)(一九一五年結成)」の二つが結成された。 イツ作曲家協会 Gesellschaft Deutscher Tonsetzer(GDT)(一九○三年結成)」と「音楽上演権行使のための協同組合 作曲家、音楽出版社協会 Gesellschaft der Autoren, Komponisten, und Musikverleger(AKM)」である。続いてドイツでも「ド ドイツ語圏で最初に誕生したのは、一八九七年ヴィーンにおける作詞家、小説家、作曲家とその版権を求める「作家、

とになる。

が捲き起こった。 に遅れをとったドイツ語圏では、特に音楽、文学分野の諸団体によって、ベルヌ条約に準じる法規制導入を要求する運動 九二八年に「ベルヌ条約」が改定され、ヨーロッパ各国では作者の権利を侵した場合の罰則が導入されている。これ

九三〇年、初の統一的組織「ドイツ音楽上演権保護の団体 Verband zum Schutz musikalischer Aufführungsrechte für

Deutschland, 通称 Musikschutzverband der GEMA,GDT, und AKM(略称「音楽保護団体」Musikschutzverband)」がドイツ語

お茶の水史学 55号 102

して徴収した収入を、所属する作家と作曲家、脚本家、および出版・編集者に配分するための共同組織である。(32) 圏に誕生する。これは上述の既存三団体が、共同で著作権管理の決定権をもち、各作品の実演料すなわち「著作権料」と

一的な著作権管理団体である「音楽保護団体」は、公演を企画する側の「ドイツ音楽公演企画者帝国連合 RKMD」

といった舞台企画仲介業者や、映画産業やレコード会社などと、設立直後から上演料をめぐる交渉を開始した。その過程

が、場合に応じて、この音楽保護団体とまず契約を結ぶ」ことによってようやく上映が許可されることになった。この措(33) 置は従来まちまちであった著作権使用料や料金徴収方法が、作者側で一本化されたことを意味している。 作家から直接レコード会社等に売却されていた「上演権」については、「個々の[レコード会社などの] 団体

いったことがうかがえる。一九二〇年代に活発化する著作権保護運動は、当時勃興してきた大衆メディアへの作家たちの ジオ、レコード、 ターゲットにしはじめたことが注目される。 連の動きからヴァイマル時代の著作権料要求運動が、演奏者だけでなくレコード会社や放送局、映画配給会社などを 映画といった音声メディアの普及により、この音楽領域で聴衆と創作者との関係性が劇的に変化して 同時にこれが、他の分野に先駆けて音楽界を中心に起きている点からも、ラ

え方は、それほど簡単に芸術界に受け入れられたわけではなかった。たとえば、以下のような批判もみられる。 係者の手元に残された以下の記録からもうかがえる。もっとも、このような著作権保護団体を介す著作権料徴収方式の考 ヴァイマル共和国で、著作権問題が知識人や芸術界で「非常に重要なテーマ」として議論されていたことは、 報道関

防衛策に他ならないのである。

国際著作権協会ローマ会議における造形芸術部門代表者

ユリウス・ニッチェ (Julius Nitsche 工芸家)

作曲家が、自身の曲が演奏される演奏会収入から、自らの取り分を得ることに演奏家の誰一人とて異議があるわけ

定しないかぎり、自分の草稿[楽譜]を演奏者に提供することも許されないのである。こうして現代曲はコンサート 背負った作曲家たちにとって状況を打開するのは難しい。彼らには、『音楽保護団体』が料金表に基づき演奏曲を算 ホールから消えていく。」 ではない。だが『音楽保護団体』は、合理的理由にもとづいた合意を目的としておらず、生存している作家の作品 いまや器楽・歌唱演奏会プログラムから消えつつある。【中略】この[音楽保護]団体に所属するという不幸を

料支払いが必要な同時代作品は、演じる側に敬遠されてしまうことになる。同時代作家の保護という観点からすればこれ 体」に向けられている。 ニッチェの批判の矛先は、作曲家自身にではなく、むしろ仲介することにより利益を吸い上げるであろう「音楽保護団 上演料徴収が進めば上演する俳優や演奏者、マネージメント会社の負担は増える。 結果的に上演

てた書簡である。 る。 他方、「音楽保護団体」の側にも、支払い側からの苦情や不理解に当惑し著作権料徴収に苦労している様子がうかがえ 以下は既存三団体のうちのひとつ、「音楽上演権行使のための協同組合(GEMA)」の担当者から、 雑誌出版社主に宛

では逆効果である

と同じく現代の作曲家たちも飢えで苦しんでいます。【中略】チェコの法律のように(ドイツでの)芸術作品を保障 とにちがいない』と思いこんでいます。『同時代人の作った曲では聴衆は来ない』といわれるように、フーゴー をえません。[上演] 企画者も多くの人と同じく『(報酬を払わなくても) 自作上演は作曲家自身にとって喜ばしいこ ヴォルフや、 創作者は報酬をもらうにふさわしい存在である、という考え方は、残念ながらドイツで根づいていないと言わざる それ以前のベートーヴェン、ブルックナーの時代も、 当時の人は聴きに来なかったものですが、

しかし、これに続き GEMA の代表者は、「こういった不幸で文化に理解の無い態度の主な責任は、(現行)著作権制度の

あいまいな姿勢とその例外措置にあるのです」と、現行制度の欠陥を認めてもいる。 いずれにせよ著作権を要求する作家や代行団体も、著作権を徴収される上演側の双方とも保護団体の扱う案件の不備を

払いをめぐる訴訟が後を絶たない」と伝える。 続け、実際の著作権料の徴収が一九三〇年の時点でそれほど円滑に進んでいなかったことを示唆する。当時の新聞も「支 た舞台の企画者は全体の二五パーセントにすぎず、残り七五パーセントは、著作権を無視して支払いを避けています」と 訴え、最終的に法的拘束力を持つ制度を要求せざるを得なくなっていくのである。さらにこの手紙は、「実演料を支払っ

設置し、著作権法整備にいちはやく着手していくことになるのである。 ゲッベルスの主導により、一九三三年夏には統一的な著作権保護団体「社団法人音楽上演権行使協会 (STAGMA)」を ればならないとする。この命令は「音楽的催し物の保護」を目的に掲げたものである。翌年政権掌握したナチ政府は、 義務づけた。あきらかに著作権保護期間に該当する作品について、上演日以前に正確な演目や日時を党本部まで届けなけ は党主催で上演される作品について命令を出し、音楽や演劇の演目を、すべて党本部に「事前に」届け出ることを党員に 政権を掌握する前のナチ党が、著作権保護にすでに理解を示している点は非常に興味深い。一九三二年一二月、 ナチ党

げつつあった大衆の聴取・鑑賞行動への反応でもあった。余暇の拡大によるアマチュアの活躍、複製芸術の登場による著 だけではとらえきれない要素を多く含んでいる。芸術家の組織化とその利益要求運動は、一九二〇年代に大きな変化を遂 この運動の例にみられるように、ヴァイマル共和国の文化界は、前衛芸術とそれへの反対勢力との対立、といった構図

その存在意義そのものに関わる問題になっていたと考えられる。 作権問題の発生、また恐慌によって深刻化する経済不況と失業、とくに新規メディアに脅かされた芸術家たちの困窮は、

と、その下で生きていく芸術家たちについて、とくに音楽分野を中心に検証していくことにする。 こうした状況で一九三三年に登場するナチ政権も、権力掌握後から芸術家とその活動にまつわる各種のトラブルに対応 調整する必要に迫られていたのではないかと推察できる。この点に注目しつつ、次にナチ政府のおこなった文化政策

2 独裁政権下の芸術家

(一) 帝国文化院と帝国音楽院

Verordnung zur Durchführung des Reichskulturkammergesetzes(「施行令」と略)」により、帝国文化院は「作品の生産、 六条と第七条に基づき、ゲッベルスには文化領域の覇権が与えられている。続く一一月二二日付「帝国文化院施行令 略)」により、「帝国文化院 Reichskulturkammer」という公法団体が国民啓蒙宣伝省の下に開設されることになる。 同年九月にゲッベルスとヒトラーの両者の名前で発表された「帝国文化院法 Reichskulturkammergesetz(「文化院法」と Ministerium für Volksaufklärung und Propaganda(以下宣伝省と略)」を設立してヨーゼフ・ゲッベルスを大臣に抜擢した。 九三三年一月に政権を掌握したヒトラー内閣は、 同年三月に国民世論と文化を統括する「国民啓蒙宣伝省 同法第

文化院の下には七領域に分かれた七つの「院(Kammer)」すなわち「帝国造形芸術院」、「帝国音楽院」、「帝国演劇院」、

上演、

加工と普及保存、

販売、

仲介

(施行令第四条)」に関わる「文化的職業身分」すべてを包括することが定めら

該当者は会費を支払って帝国文化院に所属することとなった。

「帝国著述(文学)院」、「帝国ラジオ院」、「帝国映画院」、「帝国新聞院」が置かれ、各院に総裁がそれぞれ一人ずつ任命

お茶の水史学

されている。 映画、 ラジオ、 新聞が独立した院として設置されている点からも、 このメディア三部門を重視する新政府の

方針が伺える

出現に対応しようとした二○世紀の文化政策の特徴が表れているといえるだろう。 このように従来の ず、産業デザイナー、 七院の傘下に入る職種は多岐にわたっていた。 「芸術家」だけではなく仲介と流通に関わる業者まで包括しようとした点にも、 造園業者、装丁業者、 美術商および競売人、美術系出版編集者などを会員として組み入れている。 (望) たとえば「帝国造形芸術院」は、 職業画家と建築家、 複製芸術と消費文化の 彫刻家 のみなら

作物、 る」とする当時の前衛芸術の主張とは真っ向から対立する発想といえる。 連の条文から読み取れる。このようなナチズムの芸術観は、「作者が主張すれば、どのようなものも芸術作品となり得 みなさない旨が明言され、「文化作品とは、すなわち享受する側の公衆に届いて、はじめて成立する」という考え方が一 作物とその成果すべて」とされる(第五条)。さらに「施行令」第八条では、製作前や生産前の創作物を「文化財」とは 施行令」によれば、 あるいは芸術的な成果すべて」であり、また「印刷や映画、ラジオ放送によって公衆に伝えられる場合の精神的創 文化院が管轄する作品すなわち「文化財 Kulturgut 」とは、「公衆へ伝達されるときの芸術的 な創

に一九三三年以降、各院はそれぞれへの加入および除名の条件、会員の就労時の最低賃金、作品検閲の実施と禁止作品リ づいて「ふさわしくない」人物、専門能力のない者、 内で就労はできない。このシステムによって、ユダヤ系の人びとのみならず、左翼活動家など、人種的、 と判断されれば、 はまず帝国音楽院の傘下に吸収され、その後、各団体の所属員の人種的、 の資格を審査するという方法をとっていた。音楽領域でも「全ドイツ音楽家協会(AVDM)」をはじめとし、多くの組織 ヴァイマル時代にすでに存在した職能団体をまず組み入れ、その後、 該当人物はその院の総裁名によって所属院から除名される(施行令第一○条)。会員資格を失えば、 犯罪歴のある者等の排除が可能になっていったと考えられる。 政治的審査が開始された。会員として適さな 傘下の 個 々の団体が会員一人一人 政治的理由に基 玉

スト、他省庁や党組織との管轄に関する取り決め等を独自に発表していった。(雲) さて、政権掌握から二年後の一九三五年一一月一五日、ゲッベルスは党と国の幹部を前にこう述べている。

く制限された範囲内にある。しかし、その境界は、芸術ではなく、政治によって線引きされる。」 **「新しい国家において、芸術創作上の自由は保証される。この自由は、** 我々民族の必要性 およびその責任により厳し

イーレールト(Heinz Ihrert)は次のような興味深い言葉を残している。 者たちにはそう解釈されてきた。一方、同じ年に発表された帝国音楽院の報告書のなかで、帝国音楽院事務長ハインツ・ 有名なこの言葉は、文化政策において「芸術」に対する「政治」の優位を、ゲッベルスがはじめて明言したものと研究

央の指導と管理であり、文化政策の目的の範囲内で、 帝国音楽院設立の基本目的は、ドイツ民族の音楽生活に関わるあらゆる職能集団および個々のグループに対する中 行き届いた配慮によりすべての音楽生活を擁護することなので

られる。イーレールトは芸術家としての活動とナチ政府による政治的国家建設とを峻別する姿勢を見せ、政治よりむしろ ことができる、という主張のあとに続く。とすればこの「中央」とは宣伝省ではなく帝国音楽院本部を指していると捉え られなかった」音楽家たちが、帝国音楽院の行う事業によってようやく「芸術家にとって本来重要なこと」を成し遂げる 彼のこの言葉は、「第三帝国の基盤を作ってきたこれまでのナチ運動」においては「芸術家として成長の可能性を与え

「音楽院による音楽生活の擁護」を強調しているのである。

紀も音楽家たちの願いであった」とし、院における音楽家たちの使命について、次のように主張した。 イー レール トの上司にあたる音楽院総裁ペーター・ラーベ (Peter Raabe) もまた、 別の報告書で、 音楽院の設立が 何世

存在を維持していく。 帝国音楽院は、 長く我々が求めてきた職業身分組織設立という基本理念の実現にふさわしいものである」(タイ) 音楽家の特殊性とその活動を考慮しつつ、音楽家身分の文化的、 それによって、 ドイツ民族みずからが、音楽という貴重な財産を守り続けることができる。ま 経済的、 法的環境を形作り、

楽院の設立が何世紀もの間 来の楽師たちによる公的庇護要求の帰結としてナチ帝国音楽院事業を位置づけており、ラーべもこの後に続く文章で「音楽の楽師たちによる公的庇護要求の帰結としてナチ帝国音楽院事業を位置づけており、ラーべもこの後に続く文章で「音 関係や文化院の存在意義について、認識のずれが確認できる。たとえばイーレールトは同じ報告書の冒頭で、 「芸術家の自由は保障する」と述べつつも、 芸術家擁護や職能組織としての役割に重きを置く音楽院幹部のあいだには、すでにこの頃から国と芸術との (音楽家たちの)願いであった」と述べている。 政治の優位を明言するゲッベルスと、「政府の文化政策の範囲内」に沿うと

(Herman Stange: 指揮者)、フーゴー・ラッシュ(Hugo Rasch: 作曲家、党員)、およびハインツ・ドレーヴェス インツ・イーレールト(ピアニスト、党員)、フリッツ・シュタイン ター・ラーベ(音楽学者、 (Richard Strauss: 作曲家)、初代副総裁ヴィルヘルム・フルトヴェングラー(Wilhelm Furtwängler: 指揮者)、二代目総裁ペー 画監督が任命されたが、 ストや指揮者としての専門教育を受けている。他の院でも総裁をはじめとして、幹部に画家やジャーナリスト、 総裁ラーベは音楽学者かつ指揮者として長年の実績を持つ人物であった。また事務を取り仕切るイーレールトもピアニ 帝国音楽院について幹部たちの経歴を調べてみれば、 指揮者、ナチ党員)、二代目副総裁パウル・グレーナー(Paul Graener: (Fritz Stein:音楽批評家)、 初代音楽院総裁リヒャルト・ 作曲家) ヘルマン・シュタンゲ をはじめ、 シュトラウス

る。すなわち、 Drewes: 指揮者、 帝国文化院の運営は、専門教育を受けた芸術家や関連の業者に委ねられており、 楽譜業者)といったメンバーは、大半が現場で活躍する音楽家と関連分野の業者であったことが判明す 彼らは任務を引き受ける

にあたり、独自の要望を抱いていたのである

題とし、そのほかにも「ドイツ職業音楽家の平均的能力と個々の能力の向上」、そして「才能ある後進の選別と育成」を 設立当初の音楽院はまず「会員の大半を占める音楽 (演奏) 家に大損害をもたらしている就職難との戦い」を緊急の課

を落とす無能な者たちからなる音楽家団体を、定期的審査により浄化する」と述べている。もっとも実際に資格審査や就されるようになっている。イーレールトはこれを音楽院における「能力主義(Leistungsprinzip)」と呼び、「ドイツの評判 戦争中まで試験を受けずに教鞭をとることが出来たのである。 年の段階で能力審査を受けねばならなかった。しかしこの男性は、 戦中まで資格審査を逃れ続けた男性教員の調書が残されているが、 労時の会員証提示がどこまで遵守されていたかについては疑問が残るだろう。ベルリンの連邦文書館には、 歴と能力別の三段階に分けられた。各自の会員証には、この能力階級が記載され、だれの目にもその能力とレベルが判別(GB) 学金授与、最低賃金の規定や、失業、休暇手当の充実、仕事の斡旋などが行われた。 目標に挙げた。具体的には、 方で、現役で活動する演奏家や作曲家、教員に対しては能力審査制度が導入されている。 コンクール実施や新作上演の奨励、それに伴う著作権使用料徴収の徹底、 度重なる音楽院からの呼び出しや警告を無視し続け、 彼は音楽院会員として仕事を続けるために、一九三三 審査により音楽院会員は学 若手音楽家への奨

チ政府が独自に考案したものではなかった。むしろこのような措置は、 を図り、 また能力に満たないものや訓練を受けていないアマチュア楽師を雇用市場から排除する帝国音楽院の方針は、 専門家としての訓練を受けた者を選抜し、彼らに経済的な安定を保障することによって国内水準 音楽家たちの職能組織がヴァイマル時代以前 Ó 向

要求してきたこととほぼ重なっているのである。こうしてつくられていった職能組織としての帝国音楽院の存在が、

長年

二) 帝国音楽院の理想主義

ると新たな問題に直面した

前述のように、 帝国文化院の庇護下にあるかにみえた芸術家たちの生活は、一九三九年九月に第二次世界大戦がはじま

同じ生活を保つことによって、郷土は前線を支える」という声明を発表し、学校における芸術系授業や、 交通運搬量の制限による楽器産業および上演巡業活動の妨害、そして交通事情悪化による、 月にして芸術家たちは、「夜間の防空消燈による演奏会などの催しの妨害、その中止による俳優や演奏家の出 兵士に楽しみと息抜きを与えることが、(彼らの)もっとも重要な仕事である」と述べたといわれる。さらに開戦後二ヶ兵士に楽しみと息抜きを与えることが、(彼らの)もっとも重要な仕事である」と述べたといわれる。 ともに、戦争目的遂行のため、 いった現実にいやおうなくさらされ、また空襲が始まれば一般人と同じく被害にあった。 その一方で、 まず宣伝省大臣ゲッベルスは、 帝国劇場院はこの秋のベルリンの公演活動を「予定通り開催」と発表した。また音楽院総裁は帝国劇場院はこの秋のベルリンの公演活動を「予定通り開催」と発表した。また音楽院総裁は 芸術家の前線慰問や労働奉仕を義務化している。彼はこのとき、芸術家について 開戦と同時にラジオ院や新聞院に命令を出し、 マスコミにおける言論統制を強化すると 興行や客演旅行の困難化」と 余暇活動に関し 演 「戦争前と 料激減、 「我々の

紙を書いている。連邦文書館に今も残るその手紙には、次のようにある。 しまう。生活の術を失い途方に暮れたこの女性は、避難先から宣伝省大臣ゲッベルス宛てに、職をもとめて直接陳情の手 ルリンに住んでいたあるピアノ教師は、一九四三年一二月の連合軍の空襲によって家財とともに楽器も楽譜も失って

てできるかぎり戦争前と同じレベルの文化水準を維持する方針を表明する。

貴殿への私のお願いは、 要するに私の音楽的能力を活かせる仕事を紹介していただけないかということなのです。

状から少しずつではあっても救われつつあるということを、どうかよくお考えください。」 からである。「もし、この件がうまくいかなくても」と担当者は手紙にこう書き添える。「大多数の同胞たちが、大変な窮 に同じベルリンの帝国音楽院教育局の担当者が連絡をとり、二回にわたって公募リストを添えて教員の口を紹介している この手紙は宣伝省から彼女の所属する帝国音楽院内の教育局に回されたとおもわれる。というのは二ヶ月後、この女性

して「会員であることを維持するために」月○・七五マルクの音楽院の会費の支払いを彼女に請求するのである。 「損害補助金」を管轄局へ申請することを勧めている。最後に「音楽院会員というあなたの立場を脅かされないため」、そ 彼女が避難先で首尾よく新しい生徒を見つけたと報告すると、この担当者はお祝いの言葉を述べ、そして空襲による

学校の未亡人へ従来の援助を継続する決定など、帝国音楽院が個々の案件にそれぞれ対応し、 ピアノ教師のほか、 かわり「ドイツ労働戦線」などの所轄局と直接交渉する役割を担っていたことがわかる。 ト会社から報酬がもらえなかった歌手の訴えに対し院から法的助言を与えた例、経営者が急死し閉校に追い込まれた音楽 決めを発表し、芸術家保護の特色をうちだした。帝国音楽院本部に残された会員と院担当者とのやりとりからは、 の会員は職の斡旋を受けることができ、またそのことを音楽院担当者も所属会員の利点であると認識している。 前線から帰還してきた戦争負傷者への専門職斡旋、未成年の芸術家たちの労働条件改善などといった取り(®) 当時の音楽院に所属することの意味をよく示している。音楽院本部も空襲に脅かされているさなか、院 空襲で楽器を失った音楽家に新しい楽器を音楽院が貸与する例、戦線慰問へ赴いたのにマネージメン空襲で楽器を失った音楽家に新しい楽器を音楽院が貸与する例、戦線慰問へ赴いたのにマネージメン 助言と支援を行い、会員に ほかにも

者 の一部には、この奉仕義務が免除されていた。となれば、問題になるのは免除措置を決めるための審査である。 ·時下のドイツでは一般人に「労働奉仕(Arbeitseinsatz)」が義務付けられていたが、 帝国文化院に属す「文化的創造

しまっていたことが推察できる。たとえば音楽院の場合は以下のような独自の規準があったとみえる。(②) 記録からは帝国文化院が 「厳しい基準の下で」としながらも、該当メンバーの審査を下部の各院の判断に完全に委ねて

- ① 専門分野において秀でた能力
- 2 該当会員の個人的な素行について周囲の人びとによる評価

3 このような点にも、 音楽院メンバーとしての義務の遂行能力(たとえば芸術教師としての授業時間数、 設立当初から一貫する帝国音楽院の主張、すなわち芸術的能力の保護と実力主義という面が反映さ 生徒数、 演奏活動の回数

れているといえるだろう。音楽院総裁ラーベは、

一九四二年の私的書簡において次のように記している。

には常に理想主義的な発想がなくてはなりません。しかし院は音楽家たちのあらゆる経済的問題にも対処しなくては 私の院は、 幹部たちの理想主義に満ちています。 わが院では現実的な考えにも重きを置かねばならないのです」 院は理想主義が要求される文化的案件を処理しているため、

事態ではむしろ、帝国音楽院の庇護的な性格がより顕著になったともいえるのである。 に基づきドイツの高い芸術水準を維持すること、という説明も可能であると思われる。こうしてみると、戦時という非常 何世紀も音楽家たちの職能団体が掲げてきた要求をもとに、音楽院が一貫して唱えてきた「能力主義」、そして「選抜」 実」に起因する制約や困窮を指していると考えられる。これに対して「理想主義」は複数の解釈が可能な言葉であるが、 彼のいうところの「音楽家たちのあらゆる経済的問題」とは時期からいうと、失業や雇用政策よりも戦時という「現

3 ナチ支配と芸術家の生涯

文化政策は、彼らの生涯にどのような役割を果たしたのか。ここに判明する限りの帝国音楽院の幹部、 では、 一二年間のナチ支配は、音楽家たちにどのような影響を与えたのだろうか。言いかえるならば、 亡命芸術家を含 ナチ体制とその

め、 当時の音楽界とその周辺で活躍していた学者、著述家などの軌跡を検討してみたい。 般に、これまでの個別研究動向から考えれば、ナチ政権下の芸術家たちは次のように分類できると考えられる。(マヒ)

- ① 人種的、政治的理由により追放もしくは殺害された人物
- 2 「国民啓蒙宣伝省」や「帝国文化院」といったナチ政府の省庁や組織など、直接ナチ政権の文化政策に携わ った人
- 4 3 自身のイデオロギーや行動に関わらず、ナチ時代とそれ以前の生活や公的活動に大きな変化の見られない人びと 直接的にナチ政府の役職とは関係ないが、ナチ時代に音楽大学、芸術アカデミーや大学の教授職といった伝統的な 職を得ることができた人物
- 記④のグループとほぼ重なることがわかる。彼らは作曲家のリヒャルト・シュトラウスを除き、第二次世界大戦後に活動 この時代を生きた人びとを、 生年別に区分してみたのが表3である。たとえば、一八六○年以前に生まれた世代は、上

に引退の時期にさしかかっていた。もっとも、 することがほぼ不可能であった。ヒトラーが政権をとった時点で六○歳を越していたこのグループは、 シュトラウスがナチ体制初期の二年間のみ帝国音楽院総裁に起用されたよ ナチ時代にはすで

55号

うに、その国際的知名度を政府に利用された例も存在する。 ⁽³⁾ ただし彼は戦後の非ナチ化審理で無罪となった時には、 ナチ

ズム関与が問題にならないほど高齢であった。

にみて戦後の活動との連続性はほぼないといってよい。またその地位を獲得した時期から考えれば、 にせよ、ナチ時代ではそろそろ引退に向かう時期を迎える年齢層である。 めた人物である。しかし、 続く一八七〇年代生まれのペーター・ラーベ、パウル・グレーナーは、 彼らもヴァイマル共和国期にすでにその活動の全盛期を終え、②のグループに属す人物がいた 第二次世界大戦中に死去した者も多く、 帝国音楽院の総裁、 副総裁といった最高職 ナチ政権は彼らの生 を務

涯においてそれほど決定的な役割を果たしたわけではないといえる。

を通じてヒトラーと親密な関係にあり、 によって公的な地位を獲得し、 あった。たとえば批評家フリッツ・シュテーゲ(Fritz Stege) 働き盛りの時期を第三帝国で過ごすことになったため、ナチズム関与の程度により戦後の活動も明暗が分かれる傾向に やフルトヴェングラーなど、ナチ文化政策に一定の役割を果たした人物が多いことがわかる。 のグループは従軍体験に加えて、第三帝国を直接主導した年齢層とも重なっている。芸術・文化領域でも、イーレールト ためにキャリア形成も自身の家族形成も遅くなりがちで、 次の一八八○年代と一八九○年代生まれは、ヒトラー、ゲッベルスをはじめ、第一次世界大戦従軍経験があり、 の活動からは退いた。英国生まれのヴィニフレット・ヴァーグナー ナチ政権の恩恵を大いに受けている。 ナチ政府と積極的に関わることによって運営難に陥っていた音楽祭を再建した ポイカートの研究では「前線世代」と呼ばれている。 は、フリーランスの作家から帝国音楽院が新設したポスト したがって戦後になると、そのナチ時代の言動を問 (Winifred Wagner) 彼らは三○代から五○代の ь́ バ イロイト音楽祭

ように、ナチ政権初期の段階で亡命した人物が多いのもこの世代に顕著な傾向である。芸術家たちは年齢的にもまだ亡命 方で、 ヒンデミット (Paul Hindemith)、 ケステンベルク (Leo Kestenberg) プリンクスハイム (Klaus Pringsheim)

が、

それが原因となって戦後は公的活動の停止に追い込まれた。

先で戦後の活動を展開することが可能であった。アメリカやアジアで活動業績を残せた芸術家が多い点が、八○年代、九

〇年代生まれの特徴といえるだろう。

うという時期である。ポイカートはヴァイマル共和国におけるこの世代の特徴を「旧世代への批判的世代」と述べるが、 影響を直接的には受けなかった。ヴァイマル共和国ではまだ学生であるか、学業を終えていてもそのキャリアを開始しよ 三〇代はじめの若手といえる層である。彼らは第一次世界大戦には従軍しておらず、その人生航路において、 一九○○年以降に生まれたグループは、一九三三年にヒトラー政権が誕生した時にはまだ二○代からせいぜい 前の戦争の

むしろ人生のキャリア形成のごく初めの時期をほぼ第三帝国に負っている点が、上の世代と異なる点である.

生涯取りざたされたが、それにもかかわらず戦後の華々しい活躍と名声は今日よく知られている。この若手グルー 生涯を全うした。 のひとりであるといえる。 推薦を受け、音楽アカデミーなど伝統的ポストを歴任した音楽学者であった。いわば確実にナチ政権の恩恵を受けた人物 このなかでエーリッヒ・ヴァレンティン (Erich Valentin) はナチ党員となり、第三帝国時代には、 ナチ時代の音楽活動により国際的知名度を獲得していく。カラヤンもナチ党権力掌握とほぼ同時期に入党した経歴が 同じように指揮者ヘルベルト・フォン・カラヤン (Herbert von Karajan) も第三帝国でのデビューに成功 彼は戦後「ナチズム協力者だった過去」への批判はうけたものの、 その地位にとどまり続けて 音楽界の有力者たちの

第三帝国時代の政策や帝国文化院に直接関与したわけでもなく、ナチ政権下で主導的立場となるにはまだ若すぎたといっ 結果的に党員であっても戦後の非ナチ化審理では重要人物として俎上に上らなかったため、戦後の活躍が可能と

なったともいえる人々である。

接な関係や政府との対立という点では、フルトヴェングラーのような著名人に研究者や世間の注目はどうしても集まりが は 「無関係だった」という単純な責任論では見えてこない捉え方が可能となる。 年齢や世代別に見直すだけでも、これまでの研究が問題にしてきたような「ナチ政権に関与した」 最初にも述べたように、ナチ政権との密

キャリア形成においてもナチ文化政策の恩恵を受けており、またその人生においてもナチ支配は大きな影響を及ぼしたと ちであり、 彼らの生涯を論じるうえでもナチズムとの関わりは常に焦点となってきた。だが実際にはより若い世代が、

おわりに

も言えるのである。

ることができる。 をかけた防衛的側面を持ち、またこのような文化、芸術組織の存在に、 代性に対抗してきたかのようにみえる。このころ著作権の保護を要求する職能集団の運動は、 者としてのマネージメント業者の登場、大衆消費文化の出現とそれに伴う様々なトラブルといったヴァイマル共和国 守ることに熱心であった。 ァイマル共和国より以前 の時代から、 様々な領域で結成された同業者の組織と運動は、メディアの勃興と複製芸術の普及、 芸術家たちは団結して同業者団体をつくってきた。 我々は当時激変していた文化生活の片鱗をみてと 〈芸術家〉として存在意義 彼らは自らの利益を追求 仲介 |の時

うとしていた点は見逃せない。ここにナチズムの文化政策、なかでも帝国文化院による芸術家政策は、 の例からも、 化院が専門家によって構成され、その自主的な運営に委ねられていた側面は注目に値する。本稿で取り上げた帝国音楽院 会員の選抜と排除を可能にするシステムを持っていた。このシステムが実際に機能していたかどうかはともかく、 文化院は、既存の文化団体や同業者団体をそっくり抱え込むことによって、短期間のうちに芸術家と関連業者を統括 で、これら専門家集団や組織運動が掲げる要求への対応をすでに迫られていたと考えられる。 九三〇年代に政権を掌握したナチ政府は、 院が音楽や音楽学の専門教育を受けたメンバーによって運営され、職能組織として会員の自律性を維持しよ 政権初期に国民啓蒙宣伝省を中心に文化領域の管理と統制に乗りだす過程 宣伝省の下に作られた帝国 政治の優位を重視 帝国文

するゲッベルスの意図や戦争遂行という政府目的とのあいだに齟齬を生む可能性を初めからはらんでいたといえる。

はユダヤ人や外国人の排除を前提とする帝国文化院の成立によってようやく実現することになる。 することは、不況と失業にあえぐヴァイマル共和国時代から多くの音楽家たちの要求してきたことであった。彼らの要求 方、芸術水準の向上のために能力主義という名目のもと、「芸術家としてふさわしくない人々」を労働市場から排除

生になんらかの影響や恩恵を与えた可能性を考えるとき、我々は 通する点があると言えるのではないだろうか。そしてまた第三帝国の文化政策が、戦後ドイツで活躍した芸術家たちの人 音楽家たちの発想は、特定の人々を排除し、「純粋な」ドイツ人による民族共同体の建設をもくろむナチズムの思想と共 このようにみていくと、一定基準に基づいた選抜と排除、および自国の音楽水準維持という理想を帝国音楽院に託 〈芸術〉 と独裁政権との親和性に気づかされるのであ

る。

術や、 と考える。 け特殊技術を持つ「技能労働者」と位置づけられるだろう。一個人として彼らが独裁政権下で過ごした日々は、 近代以来付加された「自律性」、 社会と芸術家との関係性が学界で見直されつつある現在において、これからさらに再検証されていかねばならない 唯 無二の存在」といったヴェールを脱いでしまえば、芸術家もまた、 専門教育を受 社会と芸

- 以下の点で共通点をもつ。すなわち、(1) 芸術という言葉の定義は研究者により異なるが、概ね
- 各領域すべての高度な技術を統括する概念として定着し職人芸について用いられた概念であったが、近代以降、①本来「技術」という言葉から派生し、それぞれの分野の

てきた。

内包する概念である。「社会から完全に自律した存在」という意味を最初から「社会から完全に自律した存在」という意味を最初からの我が国においては、明治維新時に輸入された言葉である

版会二〇〇八)一六 - 一九頁。 32. 笠原潔、西村清和『世界の芸術文化政策』(放送大学出32. 笠原潔、西村清和『世界の芸術文化政策』(放送大学出

- 書同頁。 放送大学出版会二○○一)一一 - 一二頁。笠原、西村前掲 (2) 徳丸吉彦、利光功『社会における人間と芸術』(東京:
- (3) 村田誠一「近代の終焉?芸術的表現の可能性と限界」(3) 村田誠一「近代の終焉?芸術的表現の可能性と限界」
- 三三頁。近年とくに芸術諸学において社会や制度と芸術と(4) 徳丸、利光、前掲書一一-三一頁、および一二七-一

マネージメント概論』(東京:水曜社 二〇〇一)。根木昭

(5) 従来のこの時代の芸術家をとりあげた研究は、ナチズ(5) 従来のこの時代の芸術家をとりあげた研究は、ナチズムに弾圧されたユダヤ系芸術家や、国内に残り政治に翻弄された芸術家像を強調することによって、多かれ少なかれされた芸術家像を強調することによって、多かれ少なかれものとして、Curt Riess, Furtwängler. Musik und Politik, Bern: Alfred Scherz, 1953.(『フルトヴェングラー 音楽と政治』八木浩、芦津丈夫訳、東京:みすず書房一九五九), Gerhrd Splitt Richard Strauss 1933-35. Ästhetik und Musikpolitik zu Beginn der nationalsozialistischen Herrschaft, Pfaffenweiler:

Centaurus, 1987

紀訳、東京:アルファベータ社二〇〇三) 知訳『第三帝国と音楽家たち 歪められた音楽』明石政 が発書の傾向と無縁であるとは言えない。代表的なものと しては The Twisted Muse. Musicians and Their Music in The しては The Twisted Muse. Oxford University Press, 1997. Third Reich, New York, Oxford: Oxford University Press, 1997.

- 化政策研究』Vol.3 (二〇〇九)、一一四 一二八頁。 (6) 穴山朝子「ナチズム文化政策研究の現状と課題」『文
- (7) ナチズム研究にとってドイツ連邦文書館所蔵の文書群(7) ナチズム研究にとってドイツ連邦文書館所蔵の文書群ないが、これら公文書は政府や体制の意図を反映する以上、公衆の実態や現実は見えてこないという弱点がある。上、公衆の実態や現実は見えてこないという弱点がある。上、公衆の実態や現実は見えてこないという弱点がある。とな事が必要であり、本稿では雑誌や個人書簡なない。
- (8) ヴァイマル時代の革新性や多様性を最初に評価し、まいてマール文化』東京: みすず書房一九九九)があげいがでイマール文化』東京: みすず書房一九九九)があげ、でイマール文化』東京: みすず書房一九九九)があげ、でイマール文化』東京: みすず書房一九九九)があげ、でれる。

11000)

望田幸男監訳、田野、中岡訳、名古屋:名古屋大学出版会

ムとの親和性を指摘したものとして以下の文献が重要であまた文化や思想的潮流におけるモダニズムと続くナチズ

A. Jeffrey Herf, Reactionary Modernism. Technology, Culture, and Politics in Weimar and the Third Reich, Cambridge: Cambridge University Press 1984. (中村幹雄、谷口健治、姫岡とし子訳、『保守革命とモダニズム』東京:岩波書店一九九一)

(\circ) Alan E.Steinweis, "Weimar Culture and the Rise of National Socialism. The Kampfbund für deutsche Kultur", Central European History, 24-4(1991), pp. 402-423.

Levi などはヴァイマル共和国の芸術界における反ユダヤLevi などはヴァイマル共和国の芸術界における反ユダヤ主義を直接ナチ文化運動の萌芽に結びつける点で共通した見解を示しており、続く他分野の研究もこの域を出ていない。Fred Prieberg, Musik im NS-Staat. Frankfurt/M: Fischer,1982. Michael Meyer, The Politics of Music in the Third Reich, New York, Peter Lang, 1991. Erik Levi, Music in the Third Reich, London: Macmillan, 1994. (『第三帝国の音楽』

(10) Pamela Potter, Most German of the Arts. Musicology and Society from the Weimar Republic to the End of Hitler's Reich, New Haven & London: Yale University Press, 1998. p.6 に Leo Kestenberg(Hg.), Jahrbuch der deutschen Musikorganisation, Berlin: Max Hesse, 1931. が引用されており、このデータは

その年鑑のものである。

- (a) Ibid., pp. 5-9.
- 子、原田一美訳、名古屋:名古屋大学出版会一九九三)一 der Klassischen Moderne, Frankfurt/M:Suhrkamp, 1987.(邦訳der Klassischen Moderne, Frankfurt/M:Suhrkamp, 1987.(邦訳の上の Detlev J.K. Peukert, Die Weimarer Republik. Kriesenjahre
- 三-一四頁。
- (東京:有斐閣二〇〇一)二六五 二七〇頁。
- (Ξ) Sperlings Zeitschriften Adreβbuch, Handbuch der deutschen Presse, Leipzig: Börsenverein der deutschen Buchhändler (1925), 6 100
- (5) Zeitschrift für Musik (1929-1943, Regensburg, 以下 ZMと略す)100(1933), Dezember, S.1274. この雑誌はいわゆる専門家だけではなく当時急増していた一般愛好家に読まれていた雑誌と位置づけられ、学術的というよりもむしろ、当時の文化生活全般に関する情報が豊富であることから、生料的価値が高い。
- (12) ZfM 97(1930), Mai, S. 478.
- (17) ZfM 97(1930), Mai, S. 478.
- (空) ZfM 96(1929), Mai, S.278. Friedrich Blume(Hg.), Die Musik in Geschichte und Gegenwart. Allgemeine Enzyklopädie der Musik unter Mitarbeit zahlreicher Musikforscher des In- una Auslands, 17 Band, Kassel: Bärenreiter, 1949-1986. (以下 MGG 以略中), Sachteil Bd.5, "Klavier", S.310-311.

- 年度版□(東京:文化宁二○○四)四頁。(19) 文化庁長官官房政策課『我が国の文化行政/平成一六
- (2) 徳丸吉彦「芸術概念の拡大」青山昌文、徳丸吉彦編年度版』(東京:文化庁二○○四)四頁。
- 五)一七八-一九〇頁。 『芸術、文化、社会』(東京:放送大学教育振興会二〇〇
- (전) Steinweis, Alan E. Art, Ideology, Economics in Nazi Germany, Chapel Hill & London: The University of North Carolina Press, 1993, p.8.
- (22) Ibid., p.8.
- (\(\partia\)) \(ZfM\) 98(1931), April, S. 422.
- (24) Prieberg, a.a.O., S.268
- (25) たとえば、今日美術館発行一九九六) 二〇六 三六五頁。るアメデオ・モディリアーニ(一八八四 一九二〇)やパなアメデオ・モディリアーニ(一八八四 一九二〇)やパたという事実などもこうした芸術家という生業の特徴を物たという事実などもこうした芸術家という生業の特徴を物たという事実などもこうした芸術家という生業の特徴を物たという事実などもこうした芸術界では確固たる評価を獲得しているアメデオ・モディリアーニ(一八八四 一九二〇)やパースに、一八八四 一九二〇六 三六五頁。
- (26) これら多くの団体に関しては Stanley Sadie(ed.), The New Grove Dictionary of Music and Musicians, 29 Vols.. London: Macmillan, First Edition, 1980. Second Edition, 2001. (以下NGと略)、前述のMGGの他、Gert Selle, Geschichte des Designs in Deutschland, Frankfurt/M.Campas 1994. 八束はじめ、小山明『未完の帝国ナチスドイツの建築』(東京:じめ、小山明『未完の帝国ナチスドイツの建築』(東京:

福武書店一九九一)。

- Potter, op.cit., pp. 9-12
- 三)一七 五六頁、紋谷暢男『JASRAC 概論』(東京:日 岡本薫『著作権の考え方』(東京:岩波新書二〇〇
- 本評論社二〇〇九)二-一五頁。
- 〔2〕 一八八六年九月九日の「ベルヌ条約」は、作家ヴィク
- トール・ユゴーの主導下に著作権をその著作物の誕生時に
- 至るまで著作権保護の基本条約とされ、以後何度も改正が 自動発生するものとし、これに何ら手続きを要しない「無 方式主義」を原則とする最初の多国間条約である。今日に

行われてきたが一九七一年パリ改正条約を最新とする。社 団法人日本著作権情報センター編『初めての著作権講座 (東京:社団法人日本著作権情報センター二〇〇二)一六

一九頁

- たる。NG. 邦訳版第一一巻二三頁。 によって解散し、戦後の一九四五以降再組織され現在にい AKM は一九三八年ナチ・ドイツのオーストリア併合
- 31 号: R55/1151. S.105, S.111-115, "Vertrag vom 22. Juli. 1930" 連邦文書館ベルリン(以下 BA と略す)、文書整理記
- R55/1151, S105-106. さらに記録によれば、一九三二年段階 により三つの団体が提携することになっていた。BA で三つの連合体「音楽保護団体」の全収入のうち、GEMA GEMAと AKM はすでに一九一六年に契約を結んで 両者と GDT は一九三〇年にさらに契約を結ぶこと

が四八パーセント、ヴィーンを本拠地とした AKM が三七 パーセント、GDTが一四パーセントを得たとされている。

- BA, R55/1151. S.10(推定一九三二年)
- 33 Ebenda
- 34 ZfM 99(1932) Juni, S.505-506
- 35

<u>36</u>

Ebenda, S.6-7

- (37) Stadtarchiv Regenburg 所蔵 "Bosse Archiv"(以下 SRBA と略、未整理のため文書整理番号なし)、「GEMA から
- (%) Ebenda, S.2 Bosse Verlag 宛書簡」(一九三二年八月一七日)S.1.
- <u>39</u> 三年七月五日 BA, R55/1151, S.154. Vossische Zeitung (Berlin, 一九三)
- (4) BA, R55/1151, S.35

(41) 一九三三年七月に宣伝相ゲッベルスの主導により、

- genehmigte Gesellschaft zur Verwertung musikalische Aufführungsrechte rechtsfähiger Vereinkraft staatliche ると同時に、ベルヌ条約に準じた著作権制度が確立し、既 存のドイツ国内の二組織を合体させ、STAGMA(Saatlich **|音楽上演権調停に関する法(著作権保護法)」が制定され**
- (4) 「帝国文化院法」および「同施行令」は、 設立された。BA,R55/1151,S.15-16 シュリーバーが編纂した以下の文献の冒頭に掲載されてお 法律家の
- Verleihung) と呼ばれる国の著作料および上演料徴収組織が 121

Berlin: Junker und Dünnhaupt Verlag, Bd. 1, 1935, S.1-9 Karl Friedlich Schrieber, Das Recht der Reichskulturkammer 本論文で引用する条項はすべてこの文献から引用す

- Ebenda
- 〔4〕 一九一○年代ダダイズムからシュルレアリスムという 京:みすず書房一九九七、一二六 - 一三〇頁)。 訳『デュシャンとの対話』シャルボニエ、北山研二訳、東 avec Marcel Duchamp, Marseille: Dimanche Editeur, 1994. (邦 作品として展示することにより、従来の「芸術」概念への 前衛運動の流れにおいて、例えばフランスの画家マルセ であったと考えられる。Georges Charbonnier, Entretiens チズムの芸術観はこのような実験的挑戦を理解しないもの 疑問を投げかけ、当時の創作界に大きな衝撃を与えた。ナ ル・デュシャンはその作品《泉》(一九一七年)で便器を
- 45 Schrieber, a.a.O, Bd. 1-5, 1935-1937.
- <u>46</u> BA, R43II / 1241, S66
- & Ruprecht, 2000, S.245 Stalin und Hitler, Dietrich Beyrau(Hg.), Göttingen: Vandenhoeck Im Dschungel der Macht. Intellektuelle Professionen unter Lenkungsinstrumente der Kulturpolitik des Dritten Reichs" in: Dahm Volker, "Systematische Grundlagen und
- Organisation, Berlin: Junker und Dünnhaupt, 1935, S. 6. ハイン ツ・イーレールトは一八九三年生まれの古参党員でピアノ Heinz Ihlert. Die Reichsmusikkammer. Ziel, Leistungen una

- SA(親衛隊)にも所属していた。BA, 旧ドキュメントセ ンター文書(Berlin Dokument Center: 以下 BDC と略), Sig の「ドイツ文化闘争同盟」音楽部門担当として活動し、 の専門教育を受けたが、一九二九年からはローゼンベルク
- (4) Peter Raabe, "Wesen und Aufgaben der RMK", in Deutscher Verlag für Politik und Wirtschaft, 1937, S.91-92. Handbuch der Reichskulturkammer, Hans Hinkel(Hg.), Berlin

(文書整理番号), Ihlert Heinz, O5396

- 50 Ihlert, a.a.O., S.1-6
- 51 Peter Raabe, a.a.O., S 91-92. Ihlert, a.a.O., S.11
- 52 BDC 所蔵各個人記録および MGG. と NG. より作成
- $\widehat{53}$ Ihlert, a.a.O., S. 8.
- <u>54</u> 九月三日), Schrieber, a.a.O., Bd.1, S103-107 「職業音楽家のための資格審査について」(一九三四年
- 55 Ihlert, a.a.O., S. 8-9.
- (5) BA, R56II/3, S.1-38.
- 57 て「前線兵士慰問企画における文化的な創作者動員の規則 に関する命令」ZfM. 109 (1942) Mai, S.233 一九四二年三月二一日、宣伝相ゲッベルスの名によっ
- (58)「一九三九年十一月二十七日ゲッベルスの演説より」 九九五)一六八頁。 平井正著『二〇世紀の権力とメディア』(東京:雄山閣一
- November, S.1113-1115 Fritz Stege, 'Neuorganisation im Krieg', ZfM. 106 (1939)

122

- 60 106 (1939), S.1071. Amtliche Mitteilungen der RMK (Oktober, 1939) in: ZfM
- 61 Peter Raabe, ZfM, 106 (1939) November, S., 1129-1130
- $\widehat{62}$ BA. R56II/3, S.39-55
- $\widehat{63}$ ZfM. 109 (1942) April, S. 183
- 64 ZfM. 109 (1942) September, S. 425
- 65 R56II/12, S1.
- 66 R56/II, S.58

67

R56II/3, S.1-38

- 68 RMK". 一九四三年二月一〇日、帝国文化院の総裁ヒンケ BA. R56, II/5, S. 1. "RMK Rechtsabteilung, Präsident der
- arbeitereinsatz に関する命令_ 「文化創造者 Kluturschaffende の戦時労働動員 Kriegs-
- <u>69</u> BA. R56, II/5, S.8-10
- Ebenda, S.2-4.
- SRBA. Raabe から Bosse 宛(一九四二年八月七日
- $\widehat{72}$ 穴山前掲書一二二-一二三頁。
- 73 Dahm, a.a.O., S.245
- Peukert, 邦訳前掲書九 二二頁。
- 代」への反感を抱いているものとしている。ポイカート前 計者世代」と呼ぶ。彼らには従軍経験もなく、世界恐慌に よる経済不況の失業の影響を受け、いわゆる上の「前線世 ポイカートはヴァイマル時代におけるこの世代を「余

掲書同頁

- (76) フルトヴェングラーに関しては膨大な一般書や研究書 夕社二〇一一)。 im Dritten Reich, Wiesbaden: Blockhaus, 1986(香川檀、市原 のものとして、Prieberg, Fred K. Kraftprobe. Wilhelm Furtwängler 訳『巨匠フルトヴェングラーの生涯』東京:アルファベー Haffner, Furtwängler, München: Piper Verlag, 2002(最上英明 Furtwängler, New York: Oxford University Press, 1992. Herbert Music Master. The controversial Life and Career of Wilhelm 京:音楽之友社一九九〇)。Shirakawa, Sam H. *The Devil's* 和子訳『巨匠フルトヴェングラ―ナチ時代の音楽闘争』東 が次々に発行されている。前述したリースの著書の他最近
- *本論文は平成二二年度、二三年度文科省・日本学術振興会 科学研究費補助金の「挑戦的萌芽研究《ドイツ・ナチズム の文化政策研究》」の交付をうけた研究成果の一部である
- 方々より多くのご教示を頂いた。この場を借りて御礼申し 会大会(平成二三年一一月)にて、それぞれ専門領域の 音楽」(平成二二年一〇月)、日本アートマネージメント学 成二二年一月)、東京大学シンポジウム「プロパガンダと

*なお本稿を作成するにあたり、日本文化政策学会大会 (平

(院第二七回生、お茶の水女子大学 アカデミック・アシスタント)

表3 第三帝国 芸術家の個人データ (生年、世代別分類) (2011年8月時点での判明分)

								まれ	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	 〇〇仟辺	9 -				-	
Stege	Marx	Brückner	Mahling	Bosshart	Költzsch	Hinkel	Egk	Adorno *	Büttner	Gerigk	Wagner- Regeny	Valentin	Drewes	Karajan	Bräutigam	漭
Dr. Fritz	X ar	Hans	Friedrich, Dr.	Robert	Dr.Hans	Hans	Werner	Theodor	Dr. Horst	Dr. Herbert	Rudolf	Prof.Dr.Erich	Dr. Heinz	Herbert von	Helmut	ф.
1896-1967	1897-1985	1897—1941	1899- ?	1899-1937	1901-?	1901-1960	1901-1983	1903-1969	1904	1905-1996	1903-1969	1906-1993	1903-?	19081989	1914-1942	生没年
加盟(1929) 入党(1930)			設立に関与 (1928)									岩畷				ナチ糸団体 ドイツ文代 関争同盟加 入(註1)
入党(1930)			٠,			入党(1921)		4033300		入党(?)		入党(時期 不明)	入患	入党(1933)		ナチ入党 有無
37歳	36縣	36歳	34 辦	34歳	32歳	32歳	32歳	30霽	29歳	28議	27歳	27歳	27歳	25歳	19歳	1933年 発売の 書
1925 ベルリフで学位取得,ライト・ドイツ作曲家音素教師題の秘書音	教育者 青少年運動の提唱者 作曲家,1919 - オルフに学ぶ,1924- ミュンヘン音楽アカデミーで教験(音楽理論),1928- ミュンピエン・バッハ協会音楽監督	批評家,ZfMの定期的な執筆者.	のギムナジウム卒業後,1919までベルリン大学で学位取得,同時にハ 1griffの共同執筆者.	作曲家 チューリビ生まれ.ルガーノで活動,1937没	音楽作家。マンハイム大学教員	き機関紙VBのベルリン編集長		恵想家社会学者 音楽学者 批評家 ブランクフルト大学で哲学 社会学を学ぶ 31 雑誌 Anbruon 編集長、	音楽批評家 ライプツルビで文筆活動	雑誌編集者ラジオでも活躍1928ケーニヒスペルクで ノーステンで地方文化局長 およびラジオ音楽放送局	作曲家 1820-23 ライブツイビ で学ぶ、1924- ベルリンフォルクスオーバー[エコレベティートル/オベラ下稽古ベルリンフォルクスオーバー] 指導者) 1924- ロシュトック音楽大学で指導。	を位取得,1929- !をとる.		指揮者 ザルツブルクの貨貨の田身,ザルツブルクもツァルテウ ム及びヴィーン音楽院で学ぶ.1829ウルム市立歌劇場でデビュー		华福, 漢國
1933ドイツ音楽批評家労働者連盟が代代表 1929- 対争の製力型 1930- サチン集その後V8などで批評活動 1935年スキャンダ ル等でいる小語家を発行後 10誌以上で批評活動1943 帝国音楽院報道局勤務	1939- 45 - シュトゥットゥガルト国立音大で教練 戦時中グラーツ へ移住、1944-ミュンヒェン・アカデミー教授		933-帝国音楽院内務局指導者ベルリン音楽大学講師 Musik im Zeitbenrussteeiの編集長、1835- 女性問題により音楽院解雇後、1936- 大学教授(場所不明)			1935-宣伝省勤務し文化人のための特別顧問,1933- 帝国文化院事務局長,1942-SSグループ指導者,1944- 宣伝省映画部門指導者,ラジオ娯楽プログラム部長	1936- ベルリン国立歌劇場家ガベルマイスター,ナチ時代の著作権程度題団体(STAGMA)幹紙,ナチ政府より音楽賞受賞(1939)	1933オックスフォード亡命,1938-41米亡命.	雑誌 2640 のライブツイヒ担当教筆者	1933- ナチ党ローゼンベルクと運動ユダヤ人作曲家作品目録 (Laxikon der Juden in der Musik, Berlin 1943) の業衰担当者	ロシュトック音大で教練	1936 - Volkischer Beobachterで批評活動,1939- ザルップルク・モーツァルテウム教授・音楽史・テレマンと モーツァルト研究に従事	1936年からナチ宣伝省音楽局責任者	1934ラーペの後任としてアーヘン歌劇場総監督 1939- ベルリン国立歌劇場指揮者ミラル・スカラ座を指揮	1938-軍役,1942戦死	1933~45年の活動
戦後ヴィーズパーデン音楽学校で教鞭 批評 活動	1946-1966シュトュットュガルト音楽アカデミ 一教授				音楽学の執筆活動	戦後ポーランド抑留,帰国した1952年以降は とくにナチ関与を問われずに余生を過ごす.	1950-53 (西)ペルリン音楽大学学長、1950- GEMA代表。	1948ドイツに帰国 フランクフルト大学哲学 社会学教授、同大学社会研究所所長	· · ·	戦後ラインラント地方で音楽批評家として生きる	ドイツ基格アカデミー(東独) 西ドイツ基衙ア カデミーバイエルン芸術美学アカデミー会員 として活動,1850-ロシュトック音楽大学教授	1948-デトモルト音楽アカデミー教授,1964- ミュンヒェン音大教授,1950-55 雑誌 <i>Neue</i> Zeitschrift für Musik の編集者	楽譜業者,指揮者,経歴は不明	1946公開演奏停止処分,1947演奏再開許可, 1949-ヴィーン業友教会指揮者,1954- ベルリンフィル芸術総監督		第二次世界大戦後の活動

											主まれ	9年代	98-
Adam	Kroll	Furtwängler	Тгарр	Jöde	Blessinger	Zimmermann	Moser	Schem	lhlert	Eichenauer	Blume	Wagner	Hindemith
Franz	Dr.Erwin,	Willhelm	Prof.Max	Prof. Dr. Fritz	Dr.Karl	Reinhold	Prof.Dr.Hans Joahim.	Hans	Heinz Emil	Richard	Prof.Dr.Friedri ch,	Winifred	Paul
1885-?	1886~1976	1886-1954	1887-1971	1887-1970	1888-1962	1889-?	18891967	1891-1935	1893-1945	1893-?	1893-1975	1895-1980	1895–1963
抽腦			設立に関与 (1928)					光思	岩殿			加盟	
入党			入党(1932)					入党(1923)	入党(1927)			入党(1925)	
48階	47歲	47歲	46機	46 B	45歲	4 据	4 被	42歳	40歳	40歳	40歳	38 A	38
指揮者パイエルンラジオ放送局官吏 1831年- ナチ交響楽団設立。同西の常任指揮者ミュンピエンを本拠に活動 する	作曲家,音楽批評家 1925- Hartungsche Zeitungの橋隼, 1925- ケーニヒスベルク在住.	/弦楽団音楽総監督,183い、イロイト青	戦従軍,1920- ・同音大教授,同時に1924- 出 東教師,1929- 一で教報,1932- 「入教報,1932-		作曲液 海棠有家 ミュンピン 近路地 ハイデンベルフで学ぶ 1801ミュンピニン音楽アカデューの教教を心る著作に「コタヤ教皇教がハーダス(スターミュンピニン学学) 大学にコンドニン 中海 美子 竹 七音楽 Judentum und Mose (Sterfin 1944) . デューの学び 1913ミュンピエンテ 英子音楽学 作曲の学 由歌儀。19 20-1945 ミュンピエン音楽学 カナミーで教徒。	音楽批評家アーヘンで活動	音楽学者 Geschichte der deutschlen Musik (1820- 20) 等の 着作で日本での知る質問し、1827- 1934ベルリン大学客員教授ととも「こ1827年- プロイセン美術プカデュ学議員	1988- すを教子・パーフランケンのガウライター 1982- 1970- イープファルツ: 一 ダーパイエルンのガウライターも兼任.教 青伽題に従事	**********	音楽教飾,1937年ICMusik und Resse[音楽と人種] を執筆	d	1	
ナチ交響薬団指揮著	ンヒェンで活動。	û	芸術アカデミー作曲マスターグラスで教験 183 リベートーヴェン賞接与 同年女性問題により) 1940国民音楽賞接与	1902年入川リリ国立教会音楽学校音楽プラデミー教院 1947- 1903年代間間で失態 1988 主スピーデー教学 1947・ フラブ教後道に復襲 1999・ 42年 (本学 1992・ 43年 (北京 1992・ 43年	ミュンヒエン音楽アカデューで教育をとる 著作に『ユダヤ 作と音楽 Judentum und Musik』(Berlin 1944) .		1940子子賞伝省の音楽担当局委員に任命される	1933.4月 - バイエルン州教育・文相 1935飛行機事故死	1983年 - 総敷ラーベの下帝国音楽院事務局長、1988s S入隊 1945年4月ベルリンで没		1933年 - キールコレギウムムジウム校長、1935- キール圏立着海岬祭門のメンバー1938- 同研究所教授,青年音楽運動にも関与		亡命後、実用音樂(Gebrauchs 大学教授
主にバイエルン地方ミュンピェンで指揮活動 詳細不明	1946- 53 ノルトライン・ヴェストファーレンにてラジ 才放送局の作家	1945(5月)-演奏禁止命令,1947- 非ナチ化器阻無難,再度ベルリンフィル音楽 総監督(終身)	(191-1924) レリンの市立音楽学校 1950- (1917) 芸術アカデューで教育さら 戦後ほ とんど作品演奏の機会を与えられない。	1947- ハンブルク音大で背少年音楽質成プログラ 人変任第1982ハンブルク音大専年書楽局で 教養、1982ハンブルングア国際青少年更終明 教養、1982トロッシングングユニュットガルト で講習を聞く	分 明		1847年 - イェナ、ヴァイマルで教練をとりつつ1850-161 ヴァイマルで教練をとりつつ1850-160 (ハーリン市立音楽学校教員のかたわら教筆活動:			ゴスラーで執筆 教育活動	1942-18 新シュッツ協会会長 1947- 音楽研究協会会長 パイツを代表する音楽学 者として音楽辞典MGG(1949 - 68)の編纂後事	1948非于于化裁判有罪判決,以後引退	1957- ヨーロッパに帰堕。チューリッヒ大学作曲家教 授、フランクフルトで没

			···			·	十代生まれ		.	
Havemann	Braunfels *	Unger	Unger	Pringsheim *	Hasse	Bartels	Abendroth	Bücken	Bosse	Rust
Gustav	Prof.Walter	Prof. Dr. Hermann	Dr.Max	Klaus	Prof. Dr. Karl	Wolfgang v.	Hermann	Prof.Dr.Ernst	Gustav	Bernhard
1882-1960	1882-1954	1883-1956	1883-1959	1883-1972	1883-1960	1883-1938	1883~1956	1884-1949	1884-1943	1883-1945
設立に関与 (1928)			2222222222		治腦					
										入党(1924)
51歳	51 海	50熟	50歳	50歳	50歳	50歳	50歳	49歳	49歳	48歳
指揮者・ヴァイナリニスト・1920~45ペルリン音楽大学教授 ドイツ文化駅争同盟でオーケストラ指揮。		Musik u.	, 7.		**バガゴ:スパー作曲家 非審議 音楽学者 宗教 音楽 書 『 カイヴッパー でうょう アンベーキッシュ にき事 ライヴッパー オン・プレッチュ マーに 原事 えコンピュン・プレッチュ マーに 原事 ミュンピュン・プレッチュ マーに まま まま はいる・バイン・アング 字 助き 子	作曲家 担辞家 指揮者 語楽画家・シスの原子・シュュンヒニン た教育を表 デュンヒュン た活動		_	音楽出版編集者 ライブソイと編集業者の家で注ぎれ・ライブソイと 音楽出版活動 チ玫煌の帯面音楽院関係の著作を多 大学ではイチルリーマンと音楽学学で、1912レーゲンスブルク 教出版 1943没 にポッセ出版社投立 1914-1918年東 1922〜音楽複技 Zatsohoft für Musik (ZMが 編集	選の米楽者の子説研教育民総教育名大臣・ハレ大学で音楽学。 1932年からナチ政府教育者大臣・1945目祭 37年プロイセンダ・ハーファーで大権区指導者 1980- 33年プロイセン文者大田
1925年〜ベルリン音大数接 デイツ文化等総問盟音楽会 (1951-59 東独ペルリン音楽大学で教えるで指揮	半ユダヤスとされたため、1933年亡命、仏ゴッテズハイム に居住	ケルン奋大教授	1933-39 チューリッピで執筆活動.	1831年-東京音楽学校作曲科教授,1938- 39パンコケで教える,1939-1946東京在住	1939-チュービンデブ大学 音楽所成 同 落員教授 1939-チュービンデン大学音楽研究所表	ミュンピエン 6 活動 1938 炎	7リル・刺劇場音楽総覧館から1935- 帯国書部部作曲度感用1938- 1945ライブソビデザカット・ウス音楽彩監覧 1943 1944 1945ライブソビデザカット・ウス音楽彩監覧 1943 1944 より屋民寮を受賞 古に放任	1882-45 ケルン大学臨時教授 1937-ケルン国立音大でも教鞭をとる	勢出版 1943没 デ政権の希腊省業院関係の著作を多数出版 1943没	1933年からナチ政府教育省大臣 1945自殺
1951-59.東独ペルリン音楽大学で数える	1945- 1950 ケルン音楽大学教授。同大名誉教校 1950-引退	1947までケルン音楽大学教授	チューリッとで活動。ベートーベン研究に従	1947-5 選米ロサンゼルスへ 1951- 武蔵劉帝 大教授として美日,日本定住	テューピンゲン大学音楽研究所長		1949- ライプソルに放送交響楽団指揮者 1954 - より国民愛を受賞			

			生素化	270年代) 						- **
Graener	Straube	Schönberg *	Schwers	Wetz	Junk	Heuss	Stein	Stefan *	Haas	Einstein *	Kestenberg*
Prof.Dr.Paul.	Prof.Dr.Karl	Arnord	Paul	Prof. Richard	Prof. Dr. Viktor	Dr.Alfred Valentin	Prof.Dr.Fritz	Paul	Prof. Dr. Joseph	Prof.Dr. Alfre	Leo
1872-1944	1873-1959	1874-1951	1874-1939	1875-1935	1875-1948	1877-1934	1879-1961	1879-1943	1879-1960	1880-1952	1882-1962
加麗(1932)						設立に関与 (1928)	加盟(1928) 入党(1940)				
							入党(1940)				
61歳	60歳	59歳	59歲	58歳	58歳	56票	54 瓣	54數	54数	53 3	51瓣
作曲家 1850-19イブツル音楽学校教授 1852- ドイソ文 七語 争馬盟加入	牧師の家に生ま 女会オルガニスト1 ル1932- 教会指揮者	ユダヤ人作曲家 12音技法創始者 新衛音楽の旗手 192233 ベルリン芸術アガデミー教授		1900年 - アフルトの声楽アカデミー音楽協会幹館 指導能とヴァイ マール音楽大学教授 1928 - マーカー 音楽大学教授 1920年 ベルリン音楽ケカデュ で指導 1920年代は前衛主義から過ぎか リナチ党接近,党の援助を受ける	ヴィーン生まれ,オーストリア文学研究者 ヴィーン大学教授,多くの 音楽雑誌で音楽記事担当、ヴィーンパッハ聖堂で指導する。	ライブッパの音楽学者 等組建設 代画家 前巻芸術への反撃 老とて知らる 1898-か 当上ラップリーチ書学性、1898- ミュンエン音楽アルデーで学ぶ、1899-音楽学の 1805-イプッパー大学でフレッチェマーの下で学位取得 1904- 1914 2所の編集、1928-イツ文化開寺回置版立に開与、1920- 1922 2所の編集表を務める。	教育 省オルガニスト 指揮者 音楽学者(レーガー研究),1908- が育者 オルナ学音楽員 学教師 193 - 同日 大教授 第一次 子教授 第一次 キール大学教授, 1922 キールで音楽総監督, 1928- キール大学教授, 1928 年 - リス音楽総監督, 1928-	ユダヤ系音楽者追求 前衛音楽雑誌編集者 1888- ヴィーン在住ウィーンで学位教得 公務員から著述批評家に転急 スイス経由でポレトガルご弟 1889- 第一次大朝従軍を経て1823-	作曲数 音楽学者 哲評美 100年-087― ガー! 「地域 1811-70年」 2011-71 「地域 1811-70年」 2011-71 「日本 新学校で作曲を発達、1910年日を発達、1921-9011-71 「日本 新学 プチェー で表表 1824 日が 口手が成 1825-日次教会 1845-日本 大学 1845-1845 日本 1	sner 卓	プサイマル共和国政府を扱いンガリー生ュタヤ人、 1832プランにもプランで音楽教育国際研究所代表 183 [1842年 - 作曲をラッケン プリー・デンエスケビを メイルリンで音楽学校教 [ラーベレスチナ亡命、でき楽学校教 19・ベレスチナ亡命、でき楽学校教 19・ベレスチナ亡命、アルリンで教授 プロイセン学柄文化省 音楽局担当官僚 1921 - ペルリンで教授
1937年 人ルリン芸術アカデミーで指導 1895年作曲家代表として 本国会業時副総裁 - 時期辞任するも1838- 再度副総裁に就任 1944没	1931-1937 ゲヴァントハウスとトーマス教会の指揮:指導者	1933年からアメリカ亡命	審逆家 音楽雑誌編集者として活動。1939没	1933-X		1804晚	1833ペルリン音楽大学学長。同年入党希望,1940入党,帝 国音楽院音楽総監督,1945号 透	前衛維誌Anbruch籍集長1938- スイス終由でポルトガル亡命,1939- スインベン在住後,アメリカ亡命,1943没	ミュンピエン音楽アカデュー教授	1933年ロンドン亡命,1939~38ブイレンツェ在住,1999- アメリカ亡命。	1833プラ/) 亡急 プラハで音楽教育国際研究所代表:183 9- パレステナ亡命:
	ライブツイとで引退生活	アメリカ在住					1945-引遷生港.		1946- ミュンヘン国立音楽大学の監督ハイドン協 会会員、著作権協会Gema名誉会員,	1947-米ブリンストンで音楽学研究所を指導	1942- デルアヴィヴに移住・テルアヴィヴ大学音楽 教育講座所長

出典:以下の文書,文献をもとに筆者作成

註(1)「ドイツ文化闘争同盟」ナチ党系の知識人、芸術家による文化組織、1929年ローゼンベルクらによって設立、

* ユダヤ系人物を示す

②Blume Friedrich(Hg.), Die Musik in Geschichte und Gegenwart. Allgemeine Unzyklop\u00e4die der Musik unter ①ベルリン連邦文書館蔵 ehem. Berlin Document Center (ehem. BDC) Mitarbeit Zahlreicher Musikforscher des In- und Auslands, 17 Band, Kassel: Bärenreiter, 1949-1986.

Sadie, Stanley(ed.) The New Crove Dictionary of Music and Musicians, 29 Vols, London: Macmillan. Second Edition 2001.

			代生まれ					
Wolzogen	Klose	Altmann	Strauss	Schumann	Schilings	Pfitzner	Raabe	Hausegger
Hans Paul von	Friedrich,	Prof.Dr.Wilhel m	Dr. Richard	Prof.Dr Georg	Max von	Prof. Dr.Hans	Prof.Dr.Peter	Prof.Dr.Siegm und von
1848-1938	1862-1942	1862-1951	1864-1949	1866-1952	1868-1933	1869-1949	1872-1945	1872–1948
加盟	設立に関与 (1928)							
							入党(1934)	
85歳	72歳	刀歳	69歳	67歳	65歳	64歲	61 謝	61 0
7章条作家 ヴァーグナー 崇拝者 1885-71 ペルリン大学で哲学を学ぶ.1872-Bayreuther Blättes 編集長などを終て、1872年からパイロイト在住 全国リヒャリト・ヴァーグナー協会に参加 闘争同盟にも参加		5図書館,1889- 915-	作曲家 1882- キュンモバン 大学で学ぶ 1896- 作曲家 1882- キュンモバン 大学で学ぶ 1896- インゲンの 蘇特 損乗長 1903 / イデルベルグ大名誉博士 1919- ベルソン 宮廷の劇場業長 1903 / イデルベルグ大名誉博士 1919- ヴィーソ国立の劇場音楽監督	作曲家 指揮者 ケーニにステン生まれ、父クレメンスに学ぶ、1800- ベルリンジグケカデミーで教観、1813 - Mブルッフの後任として ベルリンジがカカデミー作曲科マスタークラスで教える。	作曲業 指揮者ミュンセエン出身でRシュトラウス友人, 1892- バイロイト音楽祭音楽監督, 1903 - ニントエン大学教授, 1818- 1924-リン月回立即網維維監督, 1922- 第行から帰国後ベルリン国立即結構、定機,死後伝記出版をめぐ り裁判	作曲 楽ヴァーグナーの 継承者 1907 - (作曲 楽ヴァーグナーの 継承者 1907 - ベルジング・15ースプレクで学店 取得 1913・教徒 1920 - 29ペルリン 表術アカデミー作曲マスタークラスで教権 1930 - 31 - 31 / 12 / 12 / 12 / 13 / 13 / 14 / 13 / 13 / 14 / 13 / 13	-ヘンエ科大学名誉教授	イーストリア音楽れの指揮者作曲家 音楽学者プリードリッとの 3月30-1934 コンモン 音楽アカデー 宗統 1920- 4 久はヴァーグナー単名 1879-1971-1971-1985-1985-1985-1995-1995-1995-1995-199
1938年没	ミュンヒェン音楽アカデミー教授。	引进生活	1933-95 帝国音樂院談教 1935辞職.	1934-ベルリン 芸術アカデミー院長.	1939年没	1834末でミュンヒエン音楽プカデミーで繁観,その後引退.	1934十字党入党 アーヘン市立政劇場音楽監督から193 5-1945帝国音楽院総数1946没	
		引退生活	1948 非十子化裁判で無罪					1948梁